

造林公社問題検証委員会 第8回会議議事録

日 時：平成21年(2009年)7月24日(金) 10:00-12:40

場 所：滋賀県庁 東館7階 大会議室

出席委員：北尾委員、阪田委員、進委員

高田委員(副委員長)、辻委員、浜田委員、

真山委員(委員長)、吉田委員

1. 開 会

(司会)

時間となりましたので、ただ今から造林公社問題検証委員会の第8回会議を開催させていただきます。

2. 滋賀県琵琶湖環境部長挨拶

(琵琶湖環境部長)

皆様方には、大変お忙し中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回は、一般の方や県議会の皆様方からの意見募集や、あるいは傍聴者の方からのご意見も参考としていただきながら、報告(案)の作成に向けてのご検討をいただきました。

今回は、前回会議や、その後いただきました委員の皆様方からのご意見を踏まえまして報告(案)について、ご審議をいただくこととなっております。

各委員には、前回の審議以降、2度にわたってお忙しい中、ご意見を提出いただきありがとうございました。特に、委員、委員には専門的な見地からご懇切なご指導をいただき、誠にありがとうございました。また、委員長におかれましては、第1部の作成、また全体を通した最終案の調整に大変お手数をおかけしました。厚く御礼を申し上げます。

これまで7か月間、7回にわたりましてご検討いただきましたが、いよいよ大詰めに参ったわけでございます。

どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

定足数確認・事務局出席者紹介

(司会)

本日のご出席委員は、8名全員でございますので、設置要綱に照らしまして会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、事務局といたしまして次第となっております資料の2ページでございますように琵琶湖環境部長以下関係職員が出席をしております。

また、造林公社からも副理事長以下関係職員に出席を求めていますのでご報告を申し上げます。

資料確認

3. 議 事

(1) 報告（素案）について

（委員長）

では次第に従いまして、まず「報告（案）について」を議題といたします。

前回、報告の全体構成についてご了解をいただきましたので、それに基づきまして第1部の「認識と見解」、その基礎となる第2部とについて議論をしていただきました。それを受けまして、私と事務局の方で相談をしながら、第1部、第2部それぞれの修正案を各委員にお送りいたしまして、意見をいただきました。そのご意見をどのように反映するか、再度、私と事務局の方で相談させていただきまして、報告（案）という形にさせていただきました。各委員の皆さんには、多数の意見をお出しいただきまして大変お手数をおかけしました。ご協力感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日は、この案についてご検討をいただき、最終的な報告につなげていきたいと考えております。それでは、事務局の方から、特に前回からの修正を中心に報告（案）についてのご説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

（資料に基づいて説明）

（委員長）

ただ今、報告書、附属資料について説明をいただきました。少し私の方から補足させていただきますが、ご承知のように、第1部につきましては私が責任を持って書くということで書きまして、各委員から修正意見あるいは訂正などをいただきました。一旦できるだけそれを取り込むような形で修正したものを送っていただきまして、またご意見を伺ったわけです。そして、その間、私の方としても、自分で読んでいると思込みもありますし、単に理解できるかできなかという判断ができないので、回りの人にも読んでもらって、ここは分かりにくいなどの指摘を受けたところについては修正を加えて、最終的に事務局と相談しながら、いろいろ検討を加えまして、最後に私の責任で修正したものが皆さんのお手元にある資料の形になっております。

いろいろご意見をいただいて直してみたのですが、文書の流れが変わってしまって、逆に分かりにくくなったとか、あるいは言葉使いの違いなどから、どうしても他の方の文書を入れると、そこだけ文書が違うということを読んでもらった人から指摘を受けました。別にそんなに気にしなくても良いことなのかもしれませんが、その辺も直しながら、とりあえず今日の形にもっていきました。

2部につきましては、基本的に事務局の方にご苦勞をいただいたのですが、各委員

から出されました修正案とか、ご指摘につきまして、かなりの部分についてはそれを取り入れる形で修正をしていただきました。いくつかの点について、事務局としてここまで書いて良いのかとか、このことを本当に論議したのかとか、事実関係はどうかとかという事務局の疑問点がありましたので、それについては私と一点ずつ論議をしまして、これは入れようとか、これは特に修正する必要がないのではないかというような判断をさせていただきながら作業を進めました。その結果が今日の第2部の案になっております。

そのようなプロセスを経てやってきたわけですが、修正、修正を繰り返しているうちに、本来言うべきことが抜け落ちたりとか、趣旨やトーンが変わってしまって、最初皆さんが読まれた時の印象と変わっているという部分がなきにしもあらずと思いますので、その辺も含めまして、この案につきまして今日ご意見をいただきまして、可能であれば今日、基本的に合意できればと思っております。

これ以降は、この案についてのご意見などをお伺いしたいと思っております。

(委員)

先程詳しく説明がありました、109ページのところですが、「公社の廃止も選択の一つとして、公庫や下流社員と協議すべきであったのではないか」ということを最終文として大事にするために、この2行目の「この監査結果とほぼ同時に、滋賀県公社に～申し立てるに至った」で一旦切ってもらった方がよいのではないのでしょうか。長くて段々分からなくなる。「～至った。だけどこれは公社の公共性・公益性を理由として、両公社の存続を前提にしている。」というように、そこで前提としていることをスタートにしておいて、それから次に、「しかし」をやめて、「公社が・・・状況においては、・・・考えられる。」として、次の主語がまだ読み切れていないのですが、主語が「我々が」になるのですかね。「公社の有する公共的・公益的な面については、～可能であったはずであり、～困難であった。こうしたことから」というように、上と下を対比して、できないのかと思って聞いていたのですが、どうでしょうか。

(委員長)

そうですね。まず2行目から始まる段落は長い文になっていますので、ご指摘があったように、そこで切った方が読みやすいと思っておりますので、特に異論はないかと思いません。

今、ご指摘の後半部分ですが、9行目から12行目までの部分は、ここは委員会としての見解というか評価ですので、主語が確かに無いのですが、例えば10行目の「両公社に求めるのは困難である。」というのは、困難であるということ委員会として考えているということなんでしょうね。最後の所だけ「考えられる」が入ってくるのですが、内容的には別に問題はなく、あとは主語としての誰が考えているかを明確にすることですね。それは工夫したいと思っております。

廃止を前提にするというこの考え方と、ここでは選択肢の一つというように少し弱めて、廃止そのものを前面に押し出していないという意図です。包括外部監査では、どちらかと言えば廃止、精算すべきだということをご指摘してございまして、確かに会計監

査の観点からすれば、財務状況をみれば廃止というのが当然の状況であったので、これはそういう会計や監査の専門の方からすれば当然の結論だろうと思いますが、一方で包括外部監査の中でも、廃止しない場合ではという条件付きのことも書いてあります。この辺が、監査の部分に社会的、政治的な要素が入っているのかなという気がしまして、実際に当時の状況としましても、監査の観点からは廃止の方が当然ですが、しかしそれができない場合も当然想定されるというような形で、多分苦渋のとりまとめがあったのかなと後で読んで見ると感じられます。その辺の事実関係を受けて、ここも選択肢の一つくらいの表現に弱めてあります。

(委員)

先程も事務局から説明がありましたが、111ページの「残された課題」の19行目ですが、「滋賀県が、この林業公社の債務問題という全国的な問題に、自ら先鞭をつけ、先送りをしなかったことについては、一定評価をすべきと考えられる。」とあるが、ここはもう少し謙虚であるべきではないかと思います。現実には、債務超過として1つは8百億、もう1つは6百億を県民に負わすということだから、一般的に民間企業が破綻した企業で、それを早く処理したことで、それを評価するという事は民間では全くあり得ないことなので、この部分はもっと謙虚である方が県民に対してはよいのではないかと思います。皆さんはどうでしょうか。

(事務局)

これは、前々回の時に 委員の方からいただいたご意見を基に書いたのですが、それ以降議論はされておられません。

(委員)

よくやっただいていて思っているのですが、ここまでの表現というのは、もう少しソフトに謙虚にした方がよいのではないかと思います。

確かに、全国に先駆けてやったことは事実ですが、それに対しての問題提起とか、課題提供したことについては大きな意義があるというくらいでよいのではないかと思います。

(委員長)

委員、その辺はどうでしょうか。

(委員)

私は、先延ばしをしなかったということに意義があると思っているので、今言われたような形で良いと思います。ただ何もしないで、行動をしていないところが多い中でやられたという意味はあったということです。

(委員長)

「一定評価をすべきと考える」というところを、例えば「意義があった」というよ

うな書き方に変えるということでしょうか。

(委員)

それで結構です。

それと111ページの「国への働きかけ」ですが、先程も全国議長会の話がありましたが、下から2行目に「金融問題検討会、森林県連合、知事会、さらに最近は国との林業公社の経営対策等に関する検討会」とかいろいろありますが、もう少しインパクトが強い国への働きかけというものは、かなり重いということがありますので、やはりもう少し1部で委員長が書かれておられるような、繰り返しでも良いので国に対するインパクトを与える結びの方が良いのではないかと思います。

私も意見に書かせていただいたのですが、6月30日の林業公社の経営対策等に関する検討会の報告書ですが、「これは一体なんなのか」というのが正直な印象であり、全て国も地方もフラットで見て、むしろ地方の責任だといっている。委員会のメンバーも、12名いて、うち7人が中央省庁で、5名が地方で、しかも債務が少ないところですよ。このようなことで良いのかという思いから、余計にこの最終ページでもっと言うべきではないかというふうに受けとめたのですが。

(委員長)

私も 委員がおっしゃったように、この検討会の報告を見て、今さらこのようなことを言うてどうするのかと思いました。

(委員)

私もそう思います。我々はメカニズムとプロセスを検証してきたということですから、強く言えるということです。

(委員長)

ここはどちらかと言えば評価する方が強いのですが、ところが、結果的に非常に不十分で留まってしまっているのもっとしっかりやらないといけないというようなことを示してはどうでしょうか。

(委員)

そうですね。

(委員)

議事録を読んでもらえばわかることなのですが、そういう形で我々は議論してきたのですから、そこを上手く収録してもらわないと。これで終わるともの足りないですね。

(委員)

国に対する問題点というものについて、かなり時間を要しましたからね。

(委員長)

今の趣旨を反映できるような形で、表現を工夫するというか加筆ということで、検討させていただきたいと思います。

(委員)

実はこれを読ませていただいたのが昨夜で、しっかり読めていないのですが、2つ大きな問題としてあります。今日の時間の中で、皆さんに了解が得られるかわかりませんが、あえて発言させていただきます。まず、1部について、委員長が前回書いていただいたものはあまり変更がないものと思っていましたので、昨日の夜は読み飛ばしていました。修正されているところは気になったので当然見ていたのですが、しかし、カットされて抜けているところが随分あると、今、気づきました。3箇所あります。委員長の意志が働いてのことだと思いますが、私としては、なかなか承服しにくいです。

前回の委員長案は、踏み込んで、勢いもある、けれどもちゃんとした内容のものでした。それが今回、随分後退してしまっている。あれほどまで前回がんばって書いていただいたのに残念というか、委員長のご意見を聞きながらもう一回前回のトーンやスタイルの復活ということをお願いできないものかということです。

具体的には3箇所あります。まず、「検証にあたっての基本的視点」についてのところですが、これは委員のご指摘で変えられたということで、1、2、3というようにスマートな形になっていますが、読み手としては前の方がずっと読みやすい。ここは導入の部分ですからやはり前の方が良いのではないかと思います。「第2の視点では、」（3ページ28行目）ということでは絞って書かれているのですが、以前はなぜこのようなものが生まれてきたのかということで、メカニズムとプロセスで書いておられました。プロセスが消えて、「原因とメカニズム」になっている。そういうこともあってか、「第2の視点」はプロセスに関係してくるのですが、ここのところは、やはり流れをもって、前回のような形で書かれた方が良いと思います。

それから、4ページの「2. 検証にあたっての基本的視点」の結びのところの長い文書が無くなっているのですね。「ところで膨大な借金を産んだ2つの造林公社であるが、県民がその借金を負担することになったのは、」と書いてあったのがカットされています。これは後ろに回されたということもあるのですが、やはりここに書いておくことで読んでもらいやすくなる。読み手として入っていきやすいわけです。

それからもう1点消えているところが、7ページの「(4) 農林漁業金融公庫による融資方式の適否」というところの最初のところに書かれていた5行。それが消えているのですね。何が書かれていたか、皆さんのお手元に前回の資料がないので分からないと思いますが、「造林公社を使った拡大造林の実施というビジネスモデルについては、最初から欠陥があったと言わざるを得ない。しかし、より重要なことは、このビジネスモデルを動かす上で欠くことのできない資金の調達において、決定的な誤りと常識では考えられないような関係者の無責任が存在したことである。この点については後の債務処理過程の問題点を検討する際に改めて取り上げる。」と書いてありました。このことをここで言うておく意味があって、この「無責任」の中身をわれわれは検証してきたのだと私は思うのです。

私は林学専攻でこの分野のある意味では専門家なのですが、林業に関する金融問題は私にとってあまり興味がなかったということもあって研究はやってこなかった。しかし、拡大造林政策、制度融資、分収方式がセットになることによってこのような造林公社問題が発生したというメカニズムが今回分かりました。

で、97ページの「両公社の設立」のところですが、「～設立時点で現在の状況を予測することは困難であったと考えられ、ただちに公社の設立そのものが不適切な判断であったとはいえない。」と書いてあります。モデルはモデル自体として問題だが、ある状況下だったから、公社を設立して運用しだしたとしても不適切な判断だったとは言えないということが書いてある。しかし、当時の方がそう判断した当事者責任は問えないかも知れないが、この委員会は歴史的な検証作業の任務をも担っている。そして、あの時に、あれを動かしたのはまずかったのではないかと、いろいろな側面で分析をしてきたはずなのです。それで、「不適切な判断であったとはいえない。」と結論づけてもいいのでしょうか。そもそもこのような評価を下すことを我々は議論をしていないと考えるのですが、このように結論として書くことの意味、必要はどこにあったのかということなのです。

この点と関わって中身的に問題なのは、昭和40年代半ばです。こういうモデルでスタートし、全国的に造林公社が設立されてきた40年代後半です。44年か45年に外材が木材供給量の半分以上を占めるようになって、木材価格がぐっと下がってくる。薪炭生産従事者の失業対策という今までの公共目的が後退した時期でもあります。48年のオイルショックで木材価格が急激に上がるわけですが、木材価格だけを見れば上がるがコストも上がる。経営の健全さというものは、コストとの関係が重要で、そこを経営分析をしないで、とにかく値が上がってくるから大丈夫だろうと公社造林を推進し続けた。この辺の経営判断のなさに根拠を与えているのが熊崎氏の内部収益率の分析なんですね。そこについて、私は何回も言ってきました。103ページに熊崎氏の文書載せていただいているのですが、「林業白書による内部収益率を見ると、～」とあります。昭和46年の時点で5パーセントになっている。こういう中で林業公社は金利が3.5パーセントの融資を受け、分収率6割で、100パーセント収入を手に入れられない。それから林道からも離れているし、遠くに行くことでコストもかかる。上質材の生産は無理で木材価格も安い。ビジネスモデルとして中立的にあったとしても、歴史的背景としては昭和40年代中ばですでに林業公社の設立・存続は問題だったのです。びわ湖造林公社は問題だったのに設立されたということになります。実は熊崎氏が筑波大学教授に転出された時に、「林業経営読本」という本を出版されました。それまで目黒にあった国立林業試験場の林業部長をされていて、日本の林業の発展をファクトファインディングと、量的発展を計量するというに徹して研究をされていた方です。で、これは役所仕事の中では言えなかった、大学の教授になったからこのような本を書けましたということで一冊いただきました。一番きちっと客観的分析をされていた研究者が、こういう分析をされているわけです。昭和40年代半ばは日本林業にとって熊崎氏が分析されたような時代的段階になっていたんです。本当は、この時点でいろいろなチェックがかかるはずだったのに、オイルショックという攪乱があってチェックがかかりにくかった。それで90ページに事務局で図表を追加してもらっています。立木価格の上昇期、

40年代から50年代にこれだけ上がっている。しかし、経営者としてはコスト意識を持つべきで、だからこそ内部収益率ということを用いるのですが、伐出賃金上昇のグラフを入れてもらったのです。ところで、木材価格はこの図のように40年から50年にかけて、このような傾きの一直線でずっと上がっていたのですか。40年の時はもっと停滞を示して、オイルショックの時にグッと上がっているのではないのでしょうか。

(事務局)

この3つのデータがそろっているのがこの間隔しかなかったので、直線になってしまいました。

(委員)

だからこのように直線で結ぶと全くまずいことになります。木材価格は、貿易の自由化で木材がどんどん入ってくるわけですから、上昇しなくなっていたわけです。だからこそ国有林の特別会計で初めて赤字になったのも、昭和45年か46年くらいですよ。2回赤字を出して、これはだめかという時にオイルショックでものすごく木材価格が高くなったので、しばらくしのげた。それが50年の中頃になって、特別会計事業では手に負えなくなって破綻し、累積債務の大半を一般会計に移しました。だから、造林公社というすごいビジネスモデルを作ったというのがあるのですが、それを稼働させようとした時に、そもそも当事者がどのような判断をしたか。

私としてはこの委員会の取り組みを始めて、7回の会議の中で話しながら段々分かってきて、私ながらの結論に達したのですが、昭和40年代半ばの時代的背景との関係で公社設立の判断への評価のことが書かれていないというか、消去されてしまっている感が強い。私としては納得がいきません。

(委員長)

いくつかご指摘いただいた部分で、まず第1部の私の書いたところでの修正に対するご意見ですが、3ページから4ページにかけての「検証にあたっての基本的視点」のところ、かなり簡略になって当初2ページくらいあったのが1ページ弱に圧縮されたわけです。だから元々書かれていた部分が相当抜け落ちているということですが、これは私自身もよく分からないところがあり、委員から長くて読みづらいというご指摘があって、まさにそうだなと思って、ポイントを明確に書く案を提案していただいたので、それに私自身も同意したわけです。逆に言いますと、元の案で言ったことが間違っていたとか、これはまずいから切ったということではなくて、このように簡略化しても言うべきことはきちんと言っていると私自身は判断をしたわけですが、今委員からご指摘をいただきまして、これは改めて検討をしてみる必要があると思っております。この辺について、他の委員の皆さんいかがですか。前のバージョンを今お持ちでないの、どちらが良いかと言われても判断にお困りかと思いますが。

(委員)

委員のご指摘がもしもませんが、3ページの25行目に「第1の視点：そもそ

も融資による造林公社方式の造林は適切であったのか」という形で出ているのですが、これだけを見れば分かりやすいのですが、結局、分収造林方式でやったということと、奥地にいれるということ、それといくつかの公共目的がありました、それを入れ込んで融資でやるということをセットでやったことが適切であったのかということが、この1行では表現できていないわけです。だから、前の文書の方がもたもた感はあるかもしれませんが、こういう問題意識として我々は出発し、解明してきたという導入部分ですので、むしろ呑み込みやすかったです。また、また、「モデル」ということをうちだすことによって分かりやすくなった面があるのですが、モデルと時代的背景、それから当事者の思惑、プロセスということがあるわけで、出発点のところの文章運びは重要で、スマートさだけでは片づかないはずで。

(委員)

私としては、今 委員がおっしゃったような造林公社方式を分収造林でやったとか、そういうこと自体がここにコンパクトに入っていれば良いと思うのですが。

(委員)

公共目的とか。いろいろなことを入れながら。だから表現が難しいのでしょうか。

(委員)

もとの文は、「第1に」というところからずっと文書があるのですが、「そもそも造林公社を作って公庫からの融資を受けて造林をするという枠組みや方式に大きなリスクがあったのではないかという視点であり、やってはいけないことに手を出してしまったのではないかという視点である。」というのが第1にあって、私はここは段落を変えれば同じと思っていましたが。「第2に、どんどん借金が増え、返す見込みが立たなくなりつつある時に、これはまずいと考え、ある段階でストップをかける人はいなかったのか、仮にそのような立場の人がいたとしたら、なぜ止めることができなかったのか」という視点である。」これが第2の視点。第3の視点はずっとって次のページにいくという形だったので、ここがこのようになってしまうとよくないというのが 委員の意見ですよね。

(委員)

そうです。前回は実に良い運びの導入部分であった。大きなリスクがあるものを、このようなかたちではじめて良かったのかという疑問をまずうまく出していた。

電送されてきた分量がものすごい量なので、プリントアウトできないし、急に送られて来て中身を読む時間がなくて、抜けたものを対照しながら検討することができないということになっているわけです。それで、他の所でも抜けているところがあります。だいたいもとの委員長案で変わっていなければ良いのですが、これだけ大きく変わっていれば、私としては大変更だと思うのです。これを今の限られた時間の中でさっさとやってしまうということは禍根を残すし、事務局としてはまずかったのではないかと思います。

(事務局)

時間が無い中で郵送が遅くなりまして申し訳ございません。皆さんにお送りしました前のバージョンを今コピーしております。

(委員長)

他のところもそうなのですが、いただいたご意見を全部反映しているわけではありませんので、私の判断で、この意見はもっともだとか、こちらの方が良いなと思ったところは変えていて、一部無視をしているものもあります。今のご指摘いただいた部分については、私自身としては、本論に入る前としては長いのかなと内心思っていたということと、同じことを後でもう一度論議するので、最初のところでそこまで詳しく書かなくて良いのかなという思いが少しあったところに、もっと簡略に書いた方が分かりやすいというご指摘をいただいたので、そうかと思ったのですが、逆に今ご指摘をいただくと、またそうかと思うところもありまして、私自身も少し迷っているのです。

(委員)

委員がおっしゃることは、「そもそも融資による造林公社方式の造林は適切だったのか」ということは、私のマクロ的感覚では、債務にあたっての背景については、この下におっしゃったエッセンスだけを箇条書きで足されたらどうかと私は思うのですが。それでは話にならないというご意見もあるかもしれませんが、私はそう思います。

(委員)

ただ、融資による造林方式ということは歴史的に事例が結構ある。それで成功している例もあります。徳島県の木頭林業の有力林業家が、熊本県で自分で分収造林地を設定し、融資を受けてやられたということもありました。

(委員長)

これは私の判断で、基本的に元のバージョンに戻させていただいてよろしいですか。できるだけ簡潔になるようにという趣旨を活かし、全く元に戻すのではないのですが、確かに例えば第1の視点で、ここの1行だけだと、融資による造林公社方式の造林ということが、逆に具体的にどういう問題意識で設定したのかということが後を読んでみなければ分からないということもあるので、そういう意味では繰り返しや冗長になる部分もありますが、少し詳しく書くことにします。委員会としての問題意識はこういうところからスタートしていますよという 委員のご指摘のような趣旨からすれば、元の方が入っていたと言えば入っていたので、あまりスマートな文書にはならないかもしれませんが、元の文書に戻すような方向で再修正を試みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

原因とメカニズムについても、プロセスという言葉が入るように思いますが。

(委員長)

その部分ですが、実は後の方では全部「原因とメカニズム」というような言葉しか出てこなくて、プロセスが抜けているのです。最初にだけプロセスが入っており、統一した方が良いのではないかということで、プロセスを入れるか入れないかを悩んだところで、メカニズムの中に広くはプロセスが入るということで、今回は抜いたのですが、確かに検証の中でプロセスというには重要な意味を持っているのは事実です。公庫の融資の部分はプロセスとして見ないといけない部分もあるので、そういうことからすれば、むしろ統一する際に、プロセスを取る形で統一するのではなく、後の方にプロセスを入れる方で統一する方が良いのではないかと、今ご指摘を聞いて思いました。

(委員)

現実をつかむのがプロセスですから。メカニズムはそれと離れて、想定や構想で機構的にできるわけです。

(委員長)

原因、メカニズムとプロセスというように、少し長くなりますが3つ並べて、後半、何回かこの検証委員会は「原因とメカニズム」を解決するということが何回か出てくるのですが、そこに必ずプロセスを入れていくということで対応します。

(委員)

いやそうではなくて、原因を分析するとメカニズムとプロセスになるわけで、何々の原因のメカニズムとプロセスではないのですか。いろいろな要因とか原因とか、なぜ累積債務を抱えたのかという時に、それを分析的にアプローチしようとする時に、そのメカニズムとの相互関係で歴史的な現実の中で事態が推移していく。

(委員長)

「原因と」ではなくて「原因の」ということですね。「原因のメカニズムとプロセス」ということですね。

(委員)

特にという主張ではありませんが。

(委員長)

確かにメカニズムとプロセスというのはまさに「原因の」なんですが、ただ検証委員会として明らかにしないといけないことは、まず原因を明らかにしないといけないということが1つあって、この原因がどういうメカニズムとプロセスから生まれたかという2種類があると思います。ここは「の」でも「と」でも良いのかなという感じですが、いずれにしても、メカニズムとプロセスは少し次元が違うというか、概念的には別として、検証委員会としては、原因とメカニズムとプロセスの3者を明らかにするというこ

とを常にやっていますという形の統一的な記述になるように、これはすぐにチェックがかけられますので、そちらで対応したいと思います。

それともう1つ先程、委員からご指摘をいただきました7ページの(4)です。

(委員)

その前にもう1つあり、4ページの8行目が抜けています。

(委員長)

ちょっとここは私も記憶がないのですが。

(委員)

膨大な借金を産んだ2つの。

(事務局)

第3の視点を詳しく書いていただいているところですね。

(委員)

そういうことですね。

(事務局)

視点の1と2と3とがあって、そのうちの2だけが詳しく書いてあるのですが、1と3はもう一度戻すということですね。

(委員長)

今のところ検証にあたっての視点は1、2、3と示して2だけについては説明を加えているという形になっているのですが、1と3の視点についても一応どういう問題意識から始まって、何をしようとしているのかを書くということで再修正したいと思います。

(委員)

今、1と3の話の中で、4ページからもう一度各視点について書かれているのですよね。ここにプロセスも入っているのではないですか。

(委員長)

はい。

(委員)

重複だから避けられたのかなとも思ったのです。ずっと読んでいった流れとしては、これは、ここで書いてもらった方が読みやすいですよ。

(委員)

この後段の部分で、もう一度1、2、3とプロセスをもう一度それなりに書かれているので、もし再構成されるということであれば、こことダブらないように、口述的な面からおいても、あるいは県民からみても、ぐだぐだ書いていけば読みづらくなりますからね。4ページ以降にそれぞれ詳細に書かれていますから。それぞれ第3の視点まで、かなり詳しくきちっとまとめられて書かれていますので。

(委員)

それは内容であって、視点というか視座というか、ここから入りますよということを読者を引きつけるために、書いてもらった方が、むしろ読もうという気になるのですが。

(資料を配布)

(事務局)

今お配りしたのが、前にご意見をいただくためにお送りしたものでございまして、その2ページから3ページにかけてのことであり、今、委員がおっしゃったのが、3ページの3行目以降です。

(委員長)

確かに、重複するというか、最初に視点がこうですよといって、またその視点についてここで繰り返しとなります。おっしゃるとおり重複しますので、まさに委員にその点をご指摘いただいたのかなと思います。だから最初のところは、簡単で良いのではないかということですね。一方で、最初にどこに問題があるのかを知ってもらって、それから具体的なところを詳しく読んでもらう方が良いというのもごもっともな指摘です。私自身は、直すたびにぶれているのです。どちらの意見が良いかと思って直すと、また次直す時には別の意見に沿ってしまっているということがあります。足して2で割るといような感じでもありませんので、基本は迷った時は前の案ということですが、元がベストというわけでは決していないので、ご指摘いただいたことを念頭において、元の案をベースに手直しをするということで、少し修正を加えたいと思います。

それと、本日の資料の7ページの「(4) 農林漁業金融公庫による融資方式の適否」というところで、前の案でいえば、6ページになりますが、最初の4行半くらいですが、この1段落が削除されています。これにつきまして、1つは、複数の方からご指摘をいただいたのですが、このことについては、これも後で言うことですからここで一度断っておく必要はないのではないか、というようなご指摘をいただきました。確かにここで行っていることは、後でやりますというような予告のようなものですので、それは構成から見ても分かると思いましたが、そのご指摘はもっともだと思って、最初は書き換えをいろいろやってみたのですが書き換えても余計に長くなるだけなので、無くても良いかとおもってバサッと切ってしまったのです。

(委員)

後で出てくるというのは、どこに書いてありますか。

(委員長)

この「欠陥があったと言わざるを得ない。」という部分ですか。

(委員)

私の論文でもそうですが、結論を先に書いて、文書を書いていくということはよくあり、また結論を先に示しておく書きやすいし、読み手も読みやすいということがよくある。

明確な結論を我々は議論を踏まえて導いて、せっかく委員長案として出てきているのに不十分に述べることは疑問です。

(委員)

16ページの6行目の「スタート時点での選択ミスがあるということは、政策を推進した国の責任がきわめて大きいことを意味している。」というところですか。

(事務局)

8ページの「(5)小括」という部分がありまして、「少なくとも今日の知見から判断すれば、分収造林、公庫融資、公社方式のセットを利用することを決めた国の政策は、最初の段階ですでに誤りであった。」というところを書いてあります。このことが、最初の部分と一緒になると思います。

(委員)

しかし、金融のプロとして、おかしな常識では考えられないことを公庫はやったわけですよね。そのことは議論の中で何回も出てきました。だから一番明確にしやすいところから入るという、取っかかりと言いますか、ポイントしてはそこからスタートしないと物事が始まらないということがありまして、これを明確に先に書いてもらっているわけです。「決定的な誤りと常識では考えられないような関係者の無責任が存在した。」と、だからといって法的責任を問うているわけではないわけですが。

(委員長)

おっしゃるとおりですが、この重複というのは、何回かの重複がありまして、まず元の文書では、「造林公社を使った拡大造林の実施というビジネスモデルについては、最初から欠陥があったと言わざるを得ない。」というこの部分については、今事務局がご指摘いただいたように、小括のところその趣旨を言っているということで重複が見られるということと、その次に「しかし、より重要なことは」から始まる文は、これは実は融資の方式ではなく、融資をした後の公庫のチェックについては後で検証というか、論議をしているのです。だからこそ、後でそれは述べますと書いてあるのですが、そこも重複するということなので、2重の重複がここの中にはあるので、長くなるの

で取ってしまおうということで取ったのですが。

(委員)

だから私の2つの論点に繋がってくるのです。開設当初、民間の金融機関ならこれに融資するかという時に、ちゃんと返済されるものかという調査をしながら融資するのだけれども、調査したり判断したりしなかった。調査をしていれば40年後半には融資はできなかったはず。プロからの目を見て。あるいは、融資そのものにいろいろな条件を付けるべき問題があったはず。だからスタート時点から問題であったということです。それと途中でのチェックの議論とはちょっと違う。

(委員長)

この(4)のところは、まさに融資したこと自体、あるいは融資の方式を採用したこと自体が間違いであったことを指摘するのが目的の節で、最初で間違いを犯しても後でチェックをちゃんとすれば傷が深くならなかった、ということが後ほど出てくるわけです。

委員のご指摘の趣旨は、一応この今のところでも述べたつもりですが。ここも実は、一度形が簡単になったのが、また元に戻して長くなっているのですが、やはり公庫に対してある意味失礼というか、公庫からすれば、ちゃんとしているのにとという反論が出るかもしれない部分ではあるので、そこは丁寧に書いておく必要があるのかなということで、一番最初のバージョンにここは戻っています。つまり、民間でベンチャーキャピタルとかプロジェクト融資をする時には、相当ちゃんと審査をして、将来性などを見てやらなければ、そんなリスクの高いものにはやらない。それに比べて公庫はあまりにもずさんではないか、というような余計なことかもしれませんが、入れた上で、最終的にやはりこの方式を採用した、そして公庫が融資を決定したということが間違いであったのではないかと述べています。それゆえ国の監督責任というのはむしろ最後に付け足しのような形にする元のバージョンに戻したということが趣旨です。ここでは、できるだけ金融機関としての公庫が融資を決定した、開始したということを取りあえず問題にしています。金融機関としてのチェックにつきましては、10ページから11ページにかけたところで、チェック機能としての公庫のチェックがちゃんと働いていなかったというところの問題として述べています。

(委員)

だいたいは分かりました。しかし、前の案の(4)の1行目に「造林公社を使った拡大造林の実施というビジネスモデルについては、最初から欠陥があったと言わざるを得ない。」というように明確に書いてくださっていて、そこのつなぎで、「しかし、より重要なことは、」という運びがあってこの節が始まっているのです。だが、最初の1行というのは、ずっと一貫して共有できているかと言えば、案外ぐらついている。それが先程言っていました2番目の指摘ということになります。資料の97ページに「公社の設立そのものが不適切な判断であったとはいえない」とあります。我々は「いえない」と、議論したつもりは全然ないのですが、それがこういう形でまとめられて文

書化されている。このことと繋がってくるわけで、ここでもう少し明確に文脈を確認していただきたい。

(委員長)

より重要なのは、今ご指摘いただいたところだと思いますが、最初のスタート段階では、当時ではやむを得なかったのではないかというトーンで、1部もそういう書き方をしている部分があります。当然2部は、その前提となっていますので、先程のご指摘いただいた形で97ページのところに「不適切な判断だったとはいえない」というようなまとめ方になっています。

ただ 委員は、この間のいろいろな論議や資料、あるいは研究者の研究成果などからすれば、実はこの公社設立時点で、既にちゃんとした検証や検討をしておけば、公社方式、公社設立ということ自体が本当は既に間違いではなかったのかということが明確に言えるのではないかというようなご指摘をいただいているわけです。ここについては、委員会として重要なポイントとなりますので、もう一度確認をして、もしここで了解が得られれば、それに沿った形に書き直すということになりますので、ご意見をいただければと思います。

(委員)

ビジネスだけを取り上げればおっしゃるとおりだと思いますが、公社という立場からすれば、いろいろな要素があるわけです。確かに、民間と同じように収益を得るといった目的だけに絞れば、おかしいことですが、ただそれだけで進んだのではなくて、いろいろな要素も含めて、一石に何鳥も求めたわけですね。だからそういうことで出発して、民間ではともかく、公社でやるということになればそこまでいえるのか。

ただ途中でそれが明らかに破綻したことは検討しないといけないのですが、出発点は出発点で、それはそんなにおかしいのかと果たして言えるのか。今から言えば失敗しているのにおかしいのは決まっているのですよ、後から言えば。

その時点の判断としてどうなのかという観点から立てば、あながち無茶なことではなかったのではないかと思います。

とにかく、結論としては失敗しているのにおかしいのは決まっています。

(委員)

当事者の法的責任を追及して刑量を言い渡すという、裁判や検察の立場からすればそのとおりかもしれませんが。

(委員)

ビジネスモデルとしてだけを見たらという話と、ずっと出てきている多目的な雇用であったり福祉であったりということをくっつけていることがおかしいわけですね。それはビジネスモデルとしてなり得ない話なのに、片面ではビジネスモデルとし、片面では福利厚生としてという行為を作ったということのおかしさでずっと苦しんでいるように思うのですが。

会議の1回目か2回目か、委員が、そもそも農業だったら融資ではなくて公共事業としてやられていたものを、林業はそれをしていないことがおかしいということが、私の中では一番ストンと入ったところではあります。そういうビジネスモデルという考え方で選ばれるものではなかったという所が大前提ではなかったのかなと思います。それをビジネスモデルとして正しいか正しくないかを論議することが、段々ずれていかなるを得なくなるような気がして仕方がないのですが。そこをどうつまり言うかというか、そこがおかしいからこのようになったということを言うべきではないかと思うのですが。

(委員)

下流域へ呼びかけを行ったと思います。あれで、なかなか抜け出せなくなったということがあると思います。ビジネスモデルとしては確かにおかしいのですが、公共目的プラス下流域への呼びかけを行って、公社の設立に至ったところがモデルを難しくさせたと思います。

(委員)

造林公社をなぜ作ったか。公共的な使命というか、一般の民間では定款というものがありますが、定款の中でそういうことがきちりと読み込まれているわけですね。仮に今の話の中で、公共性が強くなれば、造林公社でやる必要はなくて、県直轄でやるべき問題なんですよ。しかし、あえてこのような造林公社でやったということについては、それはやはりビジネスだから、貸した金は返せと現実公庫も言っているわけですからね。だから、そもそもなぜ造林公社でやったのかということになるわけですね。

だから、もう一つ、農林漁業金融公庫というのも、今になって平成15年からいろいろ言っていますが、当時は何も考えていなかったのではないですか、農林省の言うまで。

(委員)

中央官庁まかせで。今、地方分権が言われている中身とつながってきますね。

(委員)

そうです。

(委員)

それを仕方がなかったというのかどうか。当事者としては仕方がなかったのですが、それだけでは言う意味がないわけです。だから裁判所での弁護人としては、仕方がなかった、刑を少なくしてほしいとか言うのでしょうが、この委員会はそんな場ではなく、歴史的評価が重要です。

(委員)

形式的に証拠というか、そういうものが固まっているというのはいえるのでしょうか

が、それでどうなのか。それだけ形がありますよ、と言われれば、その形がまともでなかったということと後から見返してそれは見たら言えるかもしれないが、その時点にたった時に、そういう形があったのだからおかしいのではないかという反論が当時できたかといえ、できなかったのではないかと思うのですが。

(事務局)

今の97ページのところですが、私どもが意見を受けて書かせてもらったところなので、私どもとしてはどう理解したかということですが、ここはあくまでも滋賀県の両公社の事業運営についての評価の部分です。今お話をいただいている、いわゆる全国共通のビジネスモデルとしての問題というのは、もう1つ前の1とか2のところではありますが、ここで書いている「ウ・両公社の設立」というのは、滋賀県の両公社の設立の判断がどうだったのかということを書かせていただいている、その部分でご意見をいただいたと思ったので、ここに入れさせていただきました。ここにも書かせていただいているように、国はこういう姿勢であったと、全国のビジネスモデルはこうであった、それを受けて他県もこういう状況で、そういう中で滋賀県の両公社、特に滋賀県公社を設立した。そのことについての滋賀県における判断はどうだったのか、という意味の記述と捉えています。それについては、先程申しましたように、両公社のビジネスモデル、つまり国全体のモデルの話と、それに対する県としての対応としての対比で捉えさせていただいたので、全体として論旨は成り立っているのかなということ先程申し上げたわけです。

(委員)

7ページの(4)については、ここは委員がおっしゃるように、最初の文に戻した方が良いのではないかと思います。

(委員)

この文はよいと思います。ただ、ここに書くかどうかというのは。

(委員)

取っかかりでこの箇所で言っているだけで、本当は全国の林業公社が抱えている問題がこの点にあるのだということなんですよね。

それで、先程の事務局の説明の中で、あまり意識をしていなかったとおっしゃっていたのが、結局コストというものは造林者、資金提供者がかぶるものであって、コストは全部造林者、資金提供者がかぶりながら、立木という成果物は分収するわけです。だからこのようなものをビジネスモデルというのかどうか。

こういうことを含めると、受けた融資を返せる段取りができていたかどうか、とても言えないわけです。

(委員)

そもそも論から言えば、分収造林というのならば、分損造林というものも考えなけ

ればビジネスモデルにはならないわけです。最初から、ずさんなわけです。

(委員)

文書として、私たちはとにかく短く書けということトレーニングされているので、初めすごく違和感がありました。だけど、誰を対象にするかですよね。プロを対象にすれば、元の文書はおかしいと思ったのですが、普通の人が見た時にものすごく読みやすいわけですよね。そういう意味では、何を対象にするのか。最初は違和感があるのですが、引き込まれてきておもしろいということになり、そういう面では最初の方が良かったのかなという気がしました。

(委員長)

そういうご意見をいただいたら、戻すことにやぶさかではないので。

(委員)

やはり元はしっかりとしていますよ。

(委員退出)

(委員)

だから、林業公社の分収方式ですが、純収益を分収するなら分かりますが、そうではないのです。造林者がコストは全てかぶるのは当然としても、収支がマイナスになっても立木の価額を土地所有者と分収する方式は問題です。

(委員長)

今の部分については、今日の資料の6ページの9行目から11行目にかけて、「このビジネスモデルでは収益が上がることを前提にしているが、損失が出た場合の対応については検討が抜け落ちている。」くらいしか書いていないのです。要するに損が出た場合のということだけを問題にしているのですが、今のご指摘は損が出た場合はもちろんですが、利益が出た場合ですら、要するに土地所有者は良いところ取りをして、事業者は負担ばかりをする、というような問題があるということ、少なくとも1部では全然触れておらず、2部で少し出てくるのですが、結構ビジネスモデルとして問題があるという時には、そのことも書いておく必要がありますね。今のご指摘のことについて長くはなりませんが、分収造林の適否を論じていますので、そこは書いておいた方が良くかと思しますので、それは入れるようにします。

(委員)

私の問題意識からすれば、どの事実注目すべきかということが大事ということで、1部のところでも決定的な事実を入れるべきだと考えていました。よって、分収造林方式の適否の一番最後のところに、熊崎氏の文献引用ということで、造林公社の経営が制度設計されて出発した時点で、歴史的に見てそれを成立させる事実的背景がなかった、

そもそもそのことが問題ですということでコメントしたのですが、採用されませんでした。全体のバランスの関係で、2部を書いてもらっているのが良いのですが、そもそもビジネスモデルの構想と出発そのものがおかしかったとなると、この事実を1部に入れておくという手もありだと思っております。

(委員長)

確かに、そういう根拠であるとか、そういうものをしっかりと入れていけば、より説得力が増すのですが、第1部ではそういう根拠を示していませんので省略をさせていただきます。

(委員)

分かりました。

(委員長)

一応2部の方で、若干触れていただいていると思います。

それでは、1部につきましては、読みやすく短めということを心がけて、どちらかといえば、カットということで修正を加えたのですが、多くのご意見の中で、むしろ重要な部分が抜け落ちてしまったということがありましたので、少し前のバージョンに戻すところは戻し、手を加えるところは加えるということで、修正をさせていただきたいと思います。内容的に、言わんとすることを変えるということは無いですと思いますので、後は表現と、若干の文書のつながりの変更ということですので、その部分については、修正したものについて、またメールや書面で確認していただくということによろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

1部と2部との整合性について、委員長がおっしゃって見直しということですが、9ページの4の「(1)事業(特に植林)の見直しが見直しができたと思われる時点」ですが、1、2と書いておられて、ところが、107ページの7行目から14行目にかけて見直しがあり得たのではないかと書いてあるのです。整合性ということであれば、2部のこれも入れることができるのかどうか。1部のところでは植林のことだけに限っておられるので、良いのかもしれませんが。前に何回かあったと書いておられますが、書いてあるのは2つだけなんですね。後は全国的なことですので、滋賀県に関わることは、この107ページの7行目からと11行目からだけだと思っております。

(委員長)

ここは、委員がおっしゃったように、私も見直しというのは、いろんな観点からいろんなチャンスや時期があったと思いますが、植林を続けるか止めるかということ

だけしか焦点を合わしていなかったのです。

(委員)

平成14年というのは一番累積債務が多い時ですので、そこでよく考えないといけなかったと思います。マクロ的な観点からですが。

(委員長)

もちろんそのとおりだと思いますが、平成7年時点での見直しというのは、次の公庫のチェックなどを論議しているところで、融資との関係で見直しをするということで、後で述べるということです。9ページのところでは、昭和40年から平成元年までの植林を続けている間の時期で、植林の計画があるからと言って、ずっと植林を続けていて良いのかどうかという、そこだけを問題にしています。

(委員)

平成元年までの間ということ、少し書いていただければ、私はそれで結構です。ずっと今まで見直しがあったと思うのに、なぜ2回だけなのかということ、県民の方が思われるかもしれません。

(委員長)

なるほど。それでは、今は「公社による植林に対して～」と書いてあるところを、もう少し誤解というか勘違いが出ないように書き直します。

(委員)

お願いします。

(委員)

時間がないのに恐縮ですが、専門的な立場から言えば、4ページですが、「広葉樹林を伐採してまで針葉樹の造林を行ったものの、十分な管理が行われていない林地が少なくないという状況が見られる」とあります。この「まで」とどういうことがどういう意味なのか分かりません。拡大造林ですから、広葉樹林を伐るのは当然なのですが。前回傍聴者の方から奥地ブナ林についての発言もありましたが、それを伐ってまでしての「まで」が、ここで活着しているのかなと思いますが。そして標高の高い奥地での拡大造林で不成績造林地となっているところがあると思います。しかしそれと、普通の拡大造林として針葉樹造林を行ったが、管理費が少なかったり、労働者をうまく配置できなかったということなどの管理不足から発生する問題、とは別問題です。奥地不成績造林地のことは一切書かれていないと思うので、前回フロアからのご意見もありましたので、書かれておいた方が良くと思います。

(委員長)

前のバージョンではそのような表現があったと思いますが、これに落ち着いたのは、

確かに意見の中には「立派な」という言葉が使われたと思いますが、立派という言葉が抽象的な概念なので、立派な広葉樹林というのは何をいのかということで、やっかいな問題が出て、立派とか不十分とかは評価が分かれるので、少なくとも広葉樹林を破壊したというのか、伐採したというのかは別として、潰したことは事実なので、立派という言葉は外しました。

不成績林については、事務局の方から用語の使い方で説明を受けて、私自身が良く分かってないので、分からない言葉を使わない方がよいということで外したのですが、少しその部分について事務局から説明していただけますか。

(事務局)

今日お配りした附属資料の29ページです。以前、生育度の上中下のことで説明をしましたが、これは17年度末のデータなので数字がちょっと異なりますが、1番右に「被災林」と言っているものがあります。これは全体の面積の約13パーセントを占めまして、豪雪による表土崩壊とか、台風による倒木などがあります。特にこれは災害によるものもありますし、逆に災害が多いようなところに植えたという問題がありご指摘があったとおりです。これを私どもは被災林ということで、2公社で2,522ヘクタールで全体の約13パーセントがあります。本文の方は、少し整合性が取れないですが、逆に多くの被災林を生み出したということを書かせていただいています、そういう意味では1部と2部でずれているところがあります。

(委員)

それは違うのであって、最近、「被災林」という変な言葉が出てきますが、ごまかすために中央官庁かどこかが作り出したのでしょうか。拡大造林時代開幕時に、標高600か800メートル以上は造林しても成林しない、と警告されていた有名な大学研究者がおられました。現に、国有林では奥地不成績造林地が1割も2割も発生したのではないのでしょうか。雪崩や台風で被災を受けたのとは違って、完全に人為的にまずいことをやってしまったということが国有林で大問題になったのです。造林公社もこのような奥地不成績造林地があったのではないかと。要するに、被災林と、人為のやるべきところでない林地にまで拡大造林をしたことによる不成績林を区別する必要があります。それから、「上、中、下」というのは成林した上で、どれだけ地位・土地生産性が高いか、どれくらいの育ち方をしているかで、上、中、下のクラス分けをしているのですが、そういう上、中、下の区分とは別次元で、全般的につる伐り、除伐が上手くできていなかったとか、保育間伐がうまくやれていなかったとかによる管理不足で、ちゃんとした人工林をつくれなかった問題がある。そしてこのことと奥地不成績造林地問題とは別問題だということです。

(委員長)

私はあまり分からないのですが、確かに、今委員のご説明のように、被災林と不成績造林地とは性格が全然違うものだと思いますが、国を含めて不成績造林地という概念を使わずに、被災林という言葉で一括しているという理解でよろしいのでしょうか。

(造林公社)

今、委員がおっしゃったことについて、私の概念というか考え方は、被災林というのはいろんな気象災害、それには標高的なこともあるでしょうし、基本的なところでは土壌があります。当然スギやヒノキを植える前の前生木の生育の状況であるとか、そのへんの専門的な見方がどこまでできていたのかということは、特に昭和40年代前半頃は公社設立後間もない時期ですから、十分な専門的な知識を持った者が対応していたということは100%は言えないわけですので、その辺のミスはあったらと思うと思います。そういうことを原因として、災害等受けやすい状況を作った、その結果としての被災林が被災林であり、それと一定の厳しい条件の中で、十分な保育施業をやっても、なかなか将来、経済林として認められないような場所、そういう造林地があったことも事実です。そういう所が、不成績林という概念で、私は理解をしております。

(事務局)

あくまでも被災林という名称は、公社、滋賀県としての整理なので、共通のものがあるとは思っておりません。別に不成績林という表現ではだめとは全然思っておりません。実際にはそういうところがあり、前もそのご指摘はいただいていたので、本文の98ページに「両公社が、実際に行った植林や保育の内容について、技術的に適切に行っていたかという点について見ると、急速かつ大規模な拡大造林を行うため、そして植林する場所を確保する必要があったことから、北部や西部の積雪地帯や、また、気象条件が厳しい県境の尾根など、生育条件が悪く適地適木という点で問題があると思われるところにまでも、拡大造林が行われたという問題点がある。当初から林業公社の役割として、第一義的には、私有林では困難な山間僻地に行くことが国の方針で示されていたことを踏まえ、また、過失や怠慢がなかったとしても、結果として生育が悪い森林や、多くの被災林を生み出すということにもつながったことは、植林の内容そのものに問題があった。」と書かせていただいております、この部分と1部の整合が取れてないかなと思っております。

(委員長)

不成績林という言葉づかいでよろしいでしょうか。

(委員)

新植をして不成績林ということは、まずもって根付かなかったということ、そして成林にまで至らなかった林のことです。そして、標高の高いところなどで、拡大造林時代のはじめの頃には沢山のそういう不成績造林地ができたということ。だから、適地適木の原則を踏みにじてまでも当初、人工造林が拡大したことの問題が、滋賀県造林公社の場合ではどうでしたかということですか。

(事務局)

私どもの被災林というには、ここにありますように皮剥など完全な外からの害は別

として、山が崩れる所とかは、北部の山の尾根は積雪地帯であり、特に昭和56年、59年の大豪雪があり、それがほとんどです。だからそういう意味で、被災林という言葉で表現しています。

(委員)

それならそのとおりですが、私が言っているのは、不成績造林地ということを1行でも書いておく必要があるのではないですか、結構面積としても多いですよということです。

(事務局)

委員がおっしゃっているのは、根付かなかったところ、ここに表れていない部分があるのではないかとということですか。

(委員)

そうです。拡大造林の時に、林業技術学的に一番フォーカスされて問題になったところですよ。

(造林公社)

標高の話が出ましたが、確かに基準は8百メートルで、8百メートルを超えますとそういう生育は劣るといふ基準は持っておりました。ただ、山によりまして、実際に山に入りますと、8百メートルを超えても肥よくな土壌を持っている場所もありますし、その時は、現状の前生林の生育状況とか、あるいは樹種とかを判断しながら植栽してきたのが事実です。

今、私どもが被災林と言っているのは、先ほど説明がありましたように主に昭和56年、59年の豪雪で相当な木が抜けたり、折れたりしたということで、そういう所が大半だと思います。

今、委員がおっしゃいましたように、成績不良でもやはり優れたスギやヒノキがある所が、経済林としてはなかなか認められないということをして不成績林と解釈するならば、それは不成績林も相当な面積あると思いますが、一応スギやヒノキが生育するという前提で判断すれば、不成績林はそんなにない。

(委員)

滋賀県の造林公社では不成績造林地があまり無かったということですね。それなら無かったということで書く必要はないと思いますので、それではこのままで結構です。

(委員長)

2部の方もそれに沿った形で、1部と整合性を取った形をお願いします。

1部については、いろいろご意見をいただいて修正すべき箇所が明確になったのですが、2部については、まだ十分にご意見を伺っていません。今後どうするかということですが、元々の予定では、本日が最終回で、後は微調整なので、書面による確認程度

を予定していたのですが、2部の方の検討はこの状態では不十分であるという皆さんのご意見があれば、もう一度集まっていたかなければならないし、だいたいこの程度で、後は表現などの修正だけ良いということであれば、後は書面での検討とさせていただくのですが、その辺の考えを伺う間もなくこの時間になってしまったのですが。

(委員)

96ページのビジネスモデルとしての問題があるという話と、公社の設立というものは、この時やってみようというチャレンジだったという話は別ものだったということについて、その折り合いはどうかということが2部の中で気になりますが。

(委員長)

その点につきまして、私が考えていたのは、確かに事務局がおっしゃったように、97ページのところは滋賀県の公社の設立がどうであったかということの観点からであり、実際この検証委員会での意見もこういう形だったと思います。

ただ、ビジネスモデルとしてどうだったかということになると、委員がおっしゃったように、当時、最初から間違いだったということで、1部でも書いてあるとおりなので、この部分はむしろ、82か83ページのところで、そもそも仕組みとしてどうだったかということ論議していますので、ここでビジネスモデルとして考えた時には、公社を設立するような時点ですら、既に問題があった、ということに触れるような整理をしてはどうかと思っています。

(委員)

その場合、この97ページのウの部分の両公社の設立目的とそのビジネスモデルについて、そのビジネスモデルを抜くというふうに捉えるのか、設立については、いろいろな問題があるが、不適切な判断だとは言えない、というビジネスモデルという形をここでは書かれるということですか。

(事務局)

この96ページアの部分では、そこに書いていますように、わざわざ「また、全国的なことではあるが、」と全国的なことがここで書かれていますので、むしろこの場所が適切ではなかったのかと思います。

(委員長)

そうですね。ここはビジネスモデルとは全く無関係ではありませんが、この96から97ページにかけては、滋賀県の公社の設立ということにポイントを絞って書いて、ビジネスモデルについては、ここではあまり絡めないような書き方に統一することにしたいと思います。ただビジネスモデルとしては間違いだったということは、前のところできちっと書くということで行きます。

(委員)

ここは、省略をして、どこかにビジネスモデルという章ができるということですか。

(委員長)

そうですね。それを集中的に書く場所を作って処理をするということにします。

(事務局)

83ページくらいの所だと思いますが、その前段にビジネスモデルという言葉を使っていませんが、その辺の内容をここで書いて、ここに移した方がすっきりすると思います。

(委員長)

国の政策としての林業公社方式で造林をやっていくという、そのビジネスモデルの話を83ページでしていますので、ここで、昭和40年代で既にこれは上手く行かないという指摘があったので、そこをしっかりと踏まえておけば、こういう間違いはそもそも犯さなかったであろうというような、ご指摘の趣旨を書き込むということにしたいと思います。

(委員)

そうすると、なんとなくこの2つがとてもしっきりするような感じがします。

(委員長)

そこは重要なことではありますが、何とか目途をその辺に立てて修正したいと思います。それ以外に、何か検討不十分という箇所があれば、改めてご検討いただかないといけません。

(委員)

改めてまでもないのですが、報告書(案)を拝見しておりますと、図があってその説明文が無いとか、図の指示が無いとか、ミスプリとかがあります。それらは個別に事務局に申し上げましてもよろしいでしょうか。

(委員長)

それは事務局の方にご指摘いただいたら、できるだけ完全なものにしていきたいと思えます。

(委員)

それと附属資料で申し上げたいことがあります。附属資料の65ページの造林公社の欄ですが、38年から県議会で造林公社に関する議論が始まったと思いますが、それは歴史的な事実ですので、年表に書いておかれた方が良いのではと思います。

(委員長)

この年表には、そもそも議会のことがほとんど入っていないんですね。

(委員)

県民の方も、昔の方は随分ご存じだったのではないかと私は思うのです。今の方はご存じではないかもしれませんが。でもその当時は、農業者、林業者は非常に多かったので、関心があった方が非常に多かったかと思えます。それで、勢いが付いたという感じもします。

(事務局)

今の件ですが、先程申し上げたように、例えば73ページの滋賀県の欄にあるように、はっきりした意見書のようなものがあれば、具体的にどの時点ということが分かるので載せさせていただいているのですが、昔の話では議事録しかありませんので、具体的に特定の時点、特定の出来事を書くことが難しかったということがあります。少し考えさせていただきたいと思えます。

(委員)

ただ議事録をいただいたのが昭和38年から始まっていたので。

(事務局)

私どもが知る限りでは、あのくらいからですので。

(委員)

だから38年頃で良いかと思うのですが。

(委員)

ただ内容をご存じなのですか。38年というのはかなり早い段階だったと思えますが。話題として、本県も取り組んではどうかとか、上手くお金が引き寄せられますよというくらいの話ではなかったのですか。

(委員)

議事録を読みましたら、当時から3分5厘という数字が明示されております。3.5パーセントの融資という文言がかなり出てきております。最初は緑化運動とかだったので、段々造林公社という言葉が出てきて、それから3.5パーセントが出てきます。融資で行うということは県議会の方はご存じだったのです。それが、そもそもの問題の始まりだと思えるのですが。

(事務局)

前から申し上げておりますように、いずれにしても、執行部としては、これに限らず大きな政策については全て議会にご相談をし、議決があるものもあれば、ご説明をして了解を得るものもあります。そういう意味で、どれと特定して書きにくかったという

のが大きな理由であります。しかし、今おっしゃいました38年頃というのは、多分最初の頃だと思っておりますので、何かエポック的なところの議論がないか探してみても、考えることができるか検討してみたいと思っております。ただ全般的に全てのものができるかどうかは難しいと思っております。

(委員)

私は始まりだけでも良いと思っております。県民の方が全く知らないということはないかと思っております。当時は農林漁業関係の方が多くおられ、はっきりとは申し上げられませんが、新聞にも関係記事が掲載されたのではないかと推察しております。

(委員長)

その辺、資料的に確認できる範囲でご検討いただきたいと思います。

それでは、ちょっと中途半端な論議になってしまって恐縮ですが、こういう形でお集まりいただいて検討するのは、これを最後としてもよろしいでしょうか。これは是非とも不十分なので、もう一回はということであれば、もちろん、それはそれでということになるのですが。その辺は皆さんのご意向しだいなのですが。そこまでの必要がないということであれば、今日出ました意見に基づきまして修正を加え、それを最後また皆さんに検討いただいて、それに対するご意見などについては、最終的に委員長にご一任いただいて、最終修正でまとめるということでお許しいただけるのなら、今日を最後にさせていただくということなのですが、いかがでしょうか。

(各委員)

結構です。

(委員長)

ではとりあえず、今日のご意見、審議内容を踏まえまして、再修正をした案を皆さんにお送りしまして、チェックをいただいて、そのご意見の反映等につきましては、委員長一任で最終報告をまとめさせていただくことにいたします。

ではこれで終了したいと思います。この間委員の皆さんには、毎回長時間にわたるご審議をしていただきまして、また大部の報告案をお読みいただき、詳細にわたるご意見やご指摘をいただきまして本当にありがとうございました。ここまでまとめたのも、委員の皆さんの大変なご努力の賜です。また事務局の方には、膨大な資料を作ってください、2部の作成というものは、大変な作業であったと思います。これがあったからこそ、私の1部も書けたと思っておりますので、本当に心から感謝を申し上げます。ご協力ありがとうございました。

では私の方からは以上ですので、事務局にお返しいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは連絡事項を申し上げます。

4．連絡事項

(事務局)

今のことに従いまして、委員長と修正案を相談させていただきましたものをお送りさせていただきます。それについてまた、ご意見をいただいて、それをまた委員長に最終決めていただくということで、最終的にはこのようになりましたと報告書をお送りするという形にさせていただきたいと思っております。

5．閉会

(琵琶湖環境部長)

第8回会議の終わりに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

ただ今、報告案につき、概ねご了承をいただきましたが、昨年12月に委員をお引き受けいただきまして以来、ここに至りますまで、委員各位には、会議、現地調査など、大変お世話になりました。

会議は毎回4時間以上におよび、現地調査の際には丸一日ご無理を申し上げましたが、皆様には公私ご多用にもかかわらず、8回とも全委員がご出席いただきました。また、ご意見の提出なども、お忙しい中繰り返しお願いいたしました。こうしたご無理を重ね重ね申しましたことについて、深くお詫び申し上げますと共に、また快くご協力いただきましたことに対してまして、ここで改めて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、委員長におかれましては、検証作業をリードしていただき、またご自身で第1部をご執筆いただくなど、委員長として大変なご苦勞をおかけいたしました。併せて深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

検証にあたりましては、第三者委員会として、公平・公正な立場からご検証をいただくようお願いしてまいりましたが、県としても、その事務局としての立場と、県としての立場とは峻別して取り組み、資料の提供、作成なども、精一杯してきたつもりでございます。しかし、何かと至らない点があったかと存じますが、その点につきましては、この場をお借りしまして併せてお詫び申し上げます。

本日のご議論を踏まえて、今後、委員長にご相談させていただき、9月中には最終報告書として、知事に提出いただくよう予定しております。県としましては、検証結果を真摯に受けとめ、県内においては公社の組織と公社林の適正な管理に向けた改革に、また、県外に向けては、国レベルにおける、責任の分担を踏まえた抜本的な対策の働きかけに、もう一度ねじを巻いて取り組んで参りたいと考えております。

委員長をはじめ、今しばらく最終報告書までお世話になると存じますが、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

会議の終了に当たりまして、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

(終了)